

意見案第 6 号

新たな過疎対策法の制定等に関する意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

提出者 富良野市議会議員 水 間 健 太 ⑩

賛成者 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 宇 治 則 幸 ⑩

同 同 後 藤 英知夫 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 宮 田 均 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

新たな過疎対策法の制定等に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域では人口減少に歯止めがかからず、産業を支える担い手不足、経済の停滞、公共交通機関の廃止、医師や看護師不足、森林の荒廃など、生活基盤の弱体化が進み、極めて深刻な状況に直面している。

一方、過疎地域は国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有しているふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民により支えられてきたものである。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう次の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1．新たな過疎対策法を制定すること。その際、現行の過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件及び指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとすること。仮に、地域指定から外れる団体が生じた場合は前例を踏まえ、激変緩和のための経過措置を講じること。
- 2．過疎対策事業債の制度を存続し、対象事業の拡大を図ること。また、過疎対策事業が円滑に実施できるよう必要額を確保すること。過疎地域が財源を安定的に確保するため、地方交付税による財源保障機能のさらなる充実・強化を図ること。
- 3．過疎地域において特に深刻な人口減少と高齢化に対処するため、産業振興、雇用拡大、子育て支援等の施策を積極的に推進すること。
- 4．過疎地域において、住民が安心・安全に暮らすことができるよう、医療の確保、交通の確保、教育環境の整備、情報化の促進等を広域的な事業による対応も含めて推進すること。
- 5．農地利用、森林の管理、地域資源を活用した観光及び地場産業の振興等、過疎地域の

環境と特性を活かした産業振興を支援すること。農業においては、基盤整備、販売等に資する施設整備に対する支援、農地改良や農業用施設の改良に対する支援を拡充すること。観光においては、過疎地域の豊かな自然、歴史・文化、特産品などの地域資源を活かした交流人口の拡大を図るための施策へ支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月24日

富良野市議会